

議第 10 号議案

最高裁判決に基づき全ての生活保護利用者に対する速やかな被害回復措
置を求める意見書

上記の議案を提出する。

令和 7 年 12 月 10 日

提出者

東大和市議会議員 尾崎 利一
〃 上林 真佐恵

最高裁判決に基づき全ての生活保護利用者に対する速やかな被害回復措置を求める意見書

2013年から2015年まで、生活保護基準のうち生活費の部分に当たる生活扶助基準は平均6.5%、最大10%引き下げられました（以下、「本件引下げ」という）。本件引下げについて、29都道府県で1,027人の原告が取消しを求めて提訴したところ、本年6月27日、最高裁判所は、厚生労働大臣の判断は裁量権の範囲の逸脱またはその濫用があり、違法であるとして、本件引下げを理由とする保護変更決定処分を取り消す判決を言い渡しました。

本来、法治国家として、国は司法が下した判断に従い速やかに違法状態を是正し、被害を回復しなければならないはずです。しかし政府は、遡って新たに減額改定を行い、違法とされた減額改定との差額を全利用者に支給し、原告に限って特別給付金を支給するという方向性を示しました。

生活保護利用者の多くは高齢者、障害者及び傷病者であり、数百万人の生活保護利用者が10年以上にわたって違法な基準の下で最低限度以下の生活を強いられ、今もなお生存権（憲法第25条）及び個人の尊厳（憲法第13条）を侵害され続けている状態にあります。最高裁判決に基づく全ての生活保護利用者の被害の全面回復を、一刻も早く行うことが切実に求められています。

また、生活扶助基準は、就学援助などの諸制度と連動するものであり、本件引下げに伴いこれらの諸制度の対象者にも悪影響が生じたことから、同影響の調査及び被害の回復も行うべきです。

よって、東大和市議会は、国及び政府に対し、以下の事項を求めるものです。

- 1 全面解決のために、違法とされた減額改定分の保護費全額の遡及支給等、被害の全面回復の措置を速やかに行うこと。
- 2 生活扶助基準と連動する諸制度への影響調査及び被害回復を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。